# 第一種フロン類充塡回収業の登録（更新）申請をされる方へ

## １　登録申請について

平成２７年４月１日より「フロン排出抑制法」が施行されました。この法により、業務用冷凍空調機器にフロンを充塡、またはその機器からフロンを回収する業者（第一種フロン類充塡回収業者）が、県内でその業務を行おうとする場合は、山梨県知事への登録が必要です。

## ２　更新申請について

第一種フロン類充塡回収業の登録の有効期間は５年となっており、引き続き登録する場合は更新の手続きが必要となります。

登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失いますので御注意ください。登録の更新の申請は、有効期間満了日の３０日前から受け付けます。申請方法、更新の申請書や添付書類などについては、新規登録の場合と同様です。

## ３　申請に必要な書類

ア　登録申請書（様式第１（第８条関係））
- 記載要領を参考に記入してください。
- 申請者の印は社判でなく、代表者印を使用してください。
- 住所、事業所、代表者名等はゴム印でもかまいません。

イ　本人を確認できる書類
- 個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票の写し（コピー不可、なお、住民基本台帳ネットワークを利用できる場合は、省略可能）
- 法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本（コピー不可）
- 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し

ウ　フロン類回収設備の所有権を有していることを証する書類
- 自ら所有権を有している場合…領収書、納品書、購入契約書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
- 自ら所有権を有していない場合
（借りて使用する場合）　…借用契約書、共同使用規定書、管理要領等のうち、いずれかの写し

エ　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
取扱説明書、仕様書、カタログ等の中で性能が記載されている部分の写し

オ　誓約書
申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面（別添）
申請書の申請者と同一の氏名、印で記入してください。

カ　フロン類及びフロン類の充塡及び回収方法について十分な知見を有していることを証する書類（以下の資格が考えられます）
- 冷媒フロン類取扱技術者
- 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- 冷凍空気調和機器施工技能士

・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

**4　申請手数料**

登録手数料は、事業所が複数の場合でも、申請者１件につき山梨県収入証紙で３０００円分です。

収入印紙と違いますので間違いのないようお願いします。

**5　申請受付時間**

月曜日から金曜日　９：００～１７：００
（但し１２：００～１３：００、土日祝祭日を除く）

**6　留意事項**

① 申請書を受理してから登録通知書を送付するまでの標準処理期間は概ね、２８日間です。
② 審査の過程で登録要件を満たさない事項がある場合、これについて補正を求めます。全ての登録要件が整うまでは審査終了となりません。また、このような場合、登録決定も延期されることがあります。
③ 申請は郵送でも受付します。郵送の場合、内容物が外から見えないようにしたうえで、簡易書留等でお送りください。

**7　フロン類充塡回収業者登録簿の閲覧**

フロン類充塡回収業者登録簿は、請求により一般の閲覧に供されることとなります。（閲覧日：月曜日～金曜日、閲覧時間：午前９時３０分から午後４時３０分まで、閲覧場所：山梨県森林環境総務課内）

**8　申請受付場所及び問い合わせ先**

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号　本館８階
森林環境部　環境整備課　施設計画担当
TEL 055-223-1515　　FAX 055-223-1507